

令和5年第4回豊山町教育委員会定例会会議録

1 開催日時 令和5年4月6日(木) 午後1時30分から午後2時50分まで

2 開催場所 豊山町役場 会議室3・4

3 出席者 教育長 北川昌宏  
教育長職務代理者 小出正文  
教育委員 後藤明美  
欠席者 教育委員 鈴木森晶  
教育委員 中田めぐみ

説明のため出席した職員

事務局長 安藤憲司  
教育参事 小出泰司  
学校教育課長 菊地智行  
生涯学習課長 栗山直樹  
教育専門員 小坂井美衣  
書記 学校教育グループ長 山永五香

4 傍聴者 0名

5 議題 日程第1 前回会議録の承認  
日程第2 教育長の報告  
日程第3 付議案件  
(1) 議案第11号 「県民の日学校ホリデー」について  
(2) 議案第12号 豊山町部活動指導ガイドラインの改訂について  
(3) 報告第1号 令和5年度豊山町立小中学校の教務主任等の発令について  
(4) 報告第2号 第6回豊山町中学校制服検討会議の報告について  
(5) 報告第3号 令和4年度第2回豊山町給食センター運営委員会の報告について

- (6) 報告第4号 令和4年度第1回豊山町学校給食アレルギー対応検討委員会の報告について
- (7) 報告第5号 令和4年度第2回豊山町生涯学習推進審議会の報告について
- (8) 報告第6号 豊山町立小中学校における4月以降の新型コロナウイルス感染症対策について

#### 日程第4 その他

### 6 議事内容

#### 開会の宣告（午後1時30分）

教 育 長 : ただいまから、令和5年第4回豊山町教育委員会定例会を開会します。

#### 【日程第1 前回会議録の承認】

教 育 長 : 議事に入ります前に、お手元に配布されております、令和5年3月20日に開催いたしました令和5年第3回豊山町教育委員会定例会の会議録は、このとおり承認してよろしいですか。

（「異議なし」の声）

教 育 長 : 第3回豊山町教育委員会定例会の会議録は、承認をいたしますので、閉会後に委員の皆様のご署名をお願いします。

#### 【日程第2 教育長の報告】

教 育 長 : 4月3日に豊山小学校長など新たに豊山町に赴任された教職員の皆さんに辞令を交付いたしました。小学校の入学式も本日行われ、新学期がスタートいたしました。

3年以上にわたるコロナ対策も徐々に緩和され、かつての学校生活に戻りつつあります。

さて、今回、定年退職された方の中でお二人の言葉が印象に残っています。一人は県教委に長く勤められた行政職員で、私が県庁を訪ねた時に彼はこう話されました。「40年近く教育行政に従事して、今日ほど学校や教育が変わり目にあることを実感したことがない。非常に難しい節目の時だ」ということであります。

もう一方は校長さんの言葉であります。「とにかく、赴任中に子どもたちがけがや事故にあわなかったことが一番嬉しい」としみじみ語ってみえました。子どもたちへの安全配慮義務を課せられた校長さんの実感がこもった言葉でした。

教育行政に従事する者、学校現場で子どもたちや保護者らと日々向かい合う教職員の皆さん、その他にも多くの方たちの一人ひとりの地道な努力があって地域の教育は成り立っています。定年退職された方たちのこうした言葉は、長年にわたり自らの職務に専念された生の言葉として深みのあるものでした。あえて紹介をさせていただきました。

事務局長： この間の事業報告をいたします。

3月20日に、第2回豊山町生涯学習推進審議会を開催しました。後程、報告第5号でご説明します。

3月22日に、臨時町内校長会議を行いました。議題は、4月からのコロナ対応と入学式の対応についてです。後程、報告第6号でご説明します。

3月28日に、名古屋空港ロータリークラブ防犯ブザー寄付贈呈式を行いました。

同じく3月28日に、第1回豊山町学校給食アレルギー対応検討委員会を開催しました。後程、報告第4号でご説明します。

同じく3月28日に、第6回豊山町民体育大会実行委員会を行いました。

3月29日に、臨時町内校長会議を行いました。議題は、4月当初の依頼事項や、令和5年度の予算等についてです。

3月31日に、豊山町教育委員会教職員辞令伝達式を行い、4名の退職教員の方に辞令伝達を行いました。

4月3日に、豊山町教育委員会辞令伝達式を行い、16名の教職員の方に辞令伝達を行いました。

### 【日程第3 付議案件】

教育長： それでは、付議案件に入ります。

「議案第11号 「県民の日学校ホリデー」について」、事務局から説明をお願いします。

教育参事： 一説明一

教育長： ただいまの説明について、何かご意見、ご質問はございますか。

後藤委員： 11月24日は学校が休みになるのでしょうか。

教育参事： 子どもたちは休みですが、職員は出勤です。夏休みと同じです。

後藤委員： 子どもたちだけが休みなのですね。

教育参事： 今年度は連休になるため、休みを取る職員もいると思います。

後藤委員： 23日の勤労感謝の日と併せて連休にするということでしょうか。

教育参事：　　そうです。西春日井地区で統一したわけではありませんが、清須市と北名古屋市は24日です。小牧市や春日井市も、24日で考えていると聞いています。

後藤委員：　　なるべく早く周知をして、有意義に使っていただけると良いと思います。

教育参事：　　早めに周知します。

教育長：　　毎年度、適切な休業日を検討する形になりますか。

教育参事：　　そうです。

教育長：　　学校を休みにすると、子どもの受け皿を考える必要があります。町全体で考えて、進めていただきたいと思います。

　　ただいまの議案について、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

　　(異議なしの声)

教育長：　　議案第11号は原案どおり可決されました。

　　続いて「議案第12号 豊山町部活動指導ガイドラインの改訂について」、事務局から説明をお願いします。

教育参事：　　—説明—

教育長：　　ただいまの説明について、何かご意見、ご質問はございますか。

　　児童生徒や保護者には、どのように周知をするのでしょうか。

教育参事：　　基本的に中学校が対象になります。大きな内容の変更は無いため、内規的な取り扱いになります。

後藤委員：　　このガイドラインは、もともと周知されていたものですか。

教育参事：　　平成30年12月にガイドラインが制定されました。このガイドラインに基づき、小中学校の部活動の指導をしているため、各学校とも承知しています。

　　内容的に、日にちや時間を変更するわけではなく、小学校の部活動に関する規定を削除し、中学校のみの規定となります。本日の教育委員会定例会で承認後は、各小中学校へ順次周知します。

小出委員：　　小学校の部活動を廃止するということですが、子どもたちが何人か集まって、放課後に校庭で野球やサッカーをするという活動も認めないのでしょうか。

教育参事：　　町として、子どもの受け皿づくりについて議論しています。校長管理である校庭の開放を、違う形でできないかと検討しています。

教育長：　　防犯の面などから、校庭を開放することはなかなか難しい風潮です。誰かが見ていないといけません。

　　生涯学習課では、様々な生涯学習講座を拡充し、子どもたちが学校

以外で学んだり、文化や芸術に親しむ機会を設けています。

学習指導要領には、小学校の部活動に関する記載はなく、小学校で部活動を行っている学校は少数派でした。豊山町でも、3年間かけて、小学校の部活動をやめることとなりました。

参考までにガイドラインには、愛知県内の公立小学校で部活動を行っている学校は、運動部では30%、文化部では29%、未設置は65%と記載があり、3分の2は部活動をやっていません。

部活動廃止の目的は、先生方の負担を減らして、本来の業務である授業の準備などの時間が取れるようにするためです。部活動廃止のマイナスイメージが強いので、我々としても趣旨を説明していく必要があります。

中学校の部活動は、土日の地域移行を中心に考えています。

後藤委員：簡単に校庭の開放はできないということですね。せめて、社会教育センターの学習室などの開放をしていただけると良いと思います。

また、体を動かすところがないように感じます。

生涯学習課長：社会教育センターのアリーナの3階に、ランニングコースがあります。

小出委員：小学校の子どもたちの居場所や、体を動かしたい子どもたちの受け皿がたくさんあると良いのですが、子どもたちが集まって運動する場所がきちんとあることが望ましいと思います。

教育長：子どもたちが遊べる環境を作っていかななくてはなりません。生涯学習推進審議会では、中学校の部活動の地域移行を中心にやっていますが、子どもたちが親しめる場所を、町づくりの一環として取り組まないといけません。町全体で取り組まなければなりません。

小出委員：体を動かして友達と遊びたい子が、自由にできる場所があるのが良いと思います。

教育長：ただいまの議案について、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

教育長：議案第12号は原案どおり可決されました。

続いて「報告第1号 令和5年度豊山町立小中学校の教務主任等の発令について」、事務局から説明をお願いします。

教育参事：—説明—

教育長：ただいまの説明について、何かご意見、ご質問はございますか。

<質疑なし>

教育長：続いて「報告第2号 第6回豊山町中学校制服検討会議の報告につ

いて」、事務局から説明をお願いします。

教育専門員： 一説明一

教育長： ただいまの説明について、何かご意見、ご質問はございますか。

後藤委員： 女性もスラックスが着られますか。

教育専門員： 着られます。

後藤委員： もともとの目的であるLGBTQへの配慮はされているということですね。キュロットもぜひ選択肢に加えてほしいです。

教育専門員： キュロットも仕様書に記載をしますが、受注生産になるため、他よりも高くなってしまいます。他市町でもキュロットを履いている生徒は、かなり少ないと聞いています。

小出委員： 今日実物を見て、とてもフォーマルな印象を受けました。もう少しカジュアルでも良いのではないのでしょうか。今の時代は、多様性が許容されるべきだと思います。ジャケットの下も白いシャツに限らず、スポーツシャツでも良いように思いますが、そんな意見は出ていませんか。

教育長： 今も詰襟の下はかなり自由で、体操服で通学することも認めています。引き続き認めてほしいという意見や、寒い日には、ブレザーの下にベストを着れるようにしてほしい、という意見がありました。夏服についても、ワンポイントがだめといった、あまり厳しい規制は良くないのではないか、という意見がありました。

今後のスケジュールは、どのような流れでしょうか。

学校教育課長： 4月20日前後に、もう一度検討会議を開催し、5月の連休後にデザイン総選挙を実施予定です。令和6年4月から新しい制服を着られるよう、秋頃から販売できるように進めていきます。

後藤委員： シャツ等も靴下と同様、一定の校則は必要だと思いますが、ある程度は許容していただきたいと思います。

教育長： 中学校の校則の改定にあたり、今のようなご意見が出てくると思います。

続いて「報告第3号 令和4年度第2回豊山町給食センター運営委員会の報告について」、事務局から説明をお願いします。

学校教育課長： 一説明一

教育長： ただいまの説明について、何かご意見、ご質問等はございますか。物価の高騰による給食費の値上げはないということでしょうか。

学校教育課長： 賄材料費は約7%上昇しています。町で上昇分を負担していますが、現在給食費の値上げは考えておりません。

教育長： 続いて「報告第4号 令和4年度第1回豊山町学校給食アレルギー

対応検討委員会の報告について」、事務局から説明をお願いします。

学校教育課長： —説明—

教 育 長： ただいまの説明について、何かご意見、ご質問等がございますか。

小 出 委 員： 食物アレルギーの有無について、毎年保護者に対して聞き取りを行っていますか。

学校教育課長： 行っています。

小 出 委 員： アレルギーが無いと思っても、突然じんましんが出てアレルギーを発症することがあります。年度の途中で異変が見られる場合の対応は、その都度学校から保護者へ連絡していますか。

学校教育課長： 学校の養護教諭から保護者へ連絡を行ったり、年度途中でも面談や医療機関の受診を勧めたり、随時対応をしています。

教 育 長： 続いて「報告第5号 令和4年度第2回豊山町生涯学習推進審議会の報告について」、事務局から説明をお願いします。

生涯学習課長： —説明—

教 育 長： ただいまの説明について、何かご意見、ご質問等がございますか。

小 出 委 員： 防災拠点の中に、こういった活動に利用できる施設はありますか。

事 務 局 長： 防災拠点の全貌や、町民がどのように使えるのかといった明確な情報が出てきていない状況であるため、現時点ではわかりません。

小 出 委 員： いつ頃わかりますか。

教 育 長： 防災拠点はあくまで防災目的の施設ではありますが、日常的に使える施設やその利用料は県の所管となります。その脇につくる、町のにぎわい施設やアリーナについては、町民の意見を取り入れることができると思いますが、詳細についてはわかりません。

続いて「報告第6号 豊山町立小中学校における4月以降の新型コロナウイルス感染症対策について」、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 長： —説明—

教 育 長： ただいまの説明について、何かご意見、ご質問等がございますか。

小 出 委 員： 5月以降の学校活動については、文部科学省からの通知が来ないと、まだわからないということでしょうか。

教 育 参 事： 学校行事等については、3月の通知で、感染に気を付けた上で実施することとなっています。コロナ対応よりも、3月の事件を受けて、セキュリティを踏まえた上で運動会を実施する、というのが現在の検討事項です。単に人数制限をするのではなく、来校者が分かるようにしなければなりません。5類に移行すると、コロナの人数報告は無くなり、インフルエンザに近い対応になるのではないかと考えています。

教 育 長 : 5類というと、インフルエンザと同等になります。第9波が来る可能性もあるため、慎重な判断が必要になります。

マスクを外してよいことになった時にも賛否両論ありました。適切な対応をお願いします。

他にご意見等ないようですので、以上で付議案件を終わります。

#### 【日程第4 その他】

教 育 長 : 次に「その他」の事項に入ります。

事務局から、その他で報告事項等がありますか。

教 育 参 事 : 学校訪問についてです。令和5年度は、コロナ前と同じ形で実施予定です。本年度は2校が該当になるため、教育委員の方々におかれましてはご参加願います。

正式な案内は後日お渡ししますが、1学期は6月19日に豊山中学校、2学期は11月6日に新栄小学校で行います。午前中2時間ほど授業にご参加いただくこととなりますので、ご意見をいただければと思います。

教 育 長 : 教育委員の方がどんな行事に参加していたのかを整理して、早目に日程を連絡するようにしてください。

教 育 参 事 : 小学校の運動会は、5月20日に行います。

学校教育課長 : 一連絡事項— 事務連絡（次回定例会の日程）

教 育 長 : その他、委員のみなさまから何かご発言はありますか。

(発言なし)

#### 閉会の宣告（午後2時50分）

教 育 長 : ご発言もないようですので、これをもちまして、令和5年第4回豊山町教育委員会定例会を閉会します。



## 令和5年第4回豊山町教育委員会定例会 次第

日 時：令和5年4月6日（木）

午後1時30分

場 所：豊山町役場3階 会議室3・4

### 1 開会の宣告

### 2 前回会議録の承認

### 3 教育長の報告

### 4 付議案件

- |     |        |                                     |
|-----|--------|-------------------------------------|
| (1) | 議案第11号 | 「県民の日学校ホリデー」について                    |
| (2) | 議案第12号 | 豊山町部活動指導ガイドラインの改訂について               |
| (3) | 報告第1号  | 令和5年度豊山町立小中学校の教務主任等の発令について          |
| (4) | 報告第2号  | 第6回豊山町中学校制服検討会議の報告について              |
| (5) | 報告第3号  | 令和4年度第2回豊山町給食センター運営委員会の報告について       |
| (6) | 報告第4号  | 令和4年度第1回豊山町学校給食アレルギー対応検討委員会の報告について  |
| (7) | 報告第5号  | 令和4年度第2回豊山町生涯学習推進審議会の報告について         |
| (8) | 報告第6号  | 豊山町立小中学校における4月以降の新型コロナウイルス感染症対策について |

### 5 その他

### 6 閉会の宣告

議案第11号

「県民の日学校ホリデー」について

令和5年度豊山町「県民の日学校ホリデー」を別紙のとおり定めることについて、議決を  
求める。

令和5年4月6日提出

豊山町教育委員会教育長 北川 昌宏

提出理由

この案を提出するのは、令和5年度豊山町「県民の日学校ホリデー」を定めるため必要が  
あるからである。

## 「県民の日学校ホリデー」について

愛知県では、令和5年度から11月27日を「あいち県民の日」として制定し、11月21日から27日までの1週間を「あいちウィーク」として、県民の日に関する啓発や、県民の日の趣旨にふさわしい事業を実施することとしている。

そこで、豊山町においても「あいち県民の日」を契機として、子供たちが愛知への愛着や誇りを持つことができるよう、令和5年度から「あいちウィーク」期間中の平日の1日を「県民の日学校ホリデー」として休業日とする。

### 記

令和5年度豊山町「県民の日学校ホリデー」を11月24日（金）とする。

当日は、学校教育法施行令第29条の「体験的学習活動等休業日」として、子供たちが家族などと一緒に、地域の自然、歴史、風土、文化、産業等についての理解と関心を深める体験的な学習活動等に参加することを通して、愛知への愛着と県民としての誇りを持つことができるよう環境を醸成する。

議案第12号

豊山町部活動指導ガイドラインの改訂について

豊山町部活動指導ガイドラインの改訂について、別紙のとおり議決を求める。

令和5年4月6日提出

豊山町教育委員会教育長 北川 昌宏

提出理由

この案を提出するのは、令和4年度末に小学校部活動を廃止することに伴い、豊山町部活動指導ガイドラインを改訂するため必要があるからである。

## 豊山町部活動指導ガイドラインの改訂について

令和4年度末の小学校部活動の廃止に伴い、豊山町部活動指導ガイドラインを令和5年度から下記のとおり改訂する。

### 記

- 1 小学校に関連する事項の加除修正を行う。
- 2 参考資料として部活動の動向について追記する。

報告第1号

令和5年度豊山町立小中学校の教務主任等の発令について

豊山町立小中学校管理規則（平成13年豊山町教育委員会規則第1号）第24条第1項の規定に基づき、令和5年度豊山町立小中学校に置く教務主任、校務主任、保健主事、司書教諭、生徒指導主事、進路指導主事及び主任養護教諭として、次のとおり命じましたので報告します。

記

1 教務主任等の任命内容について

学 校 名	教務主任等職名	氏 名	備 考
豊山中学校	教 務 主 任	田 中 裕 樹	継 続
	校 務 主 任	長 谷 川 文 紀	継 続
	保 健 主 事	竹 内 哲 子	継 続
	生 徒 指 導 主 事	木 納 一 輝	新 規
	進 路 指 導 主 事	辻 本 慎 吾	新 規
	司 書 教 諭	水 野 雄 太	新 規

学 校 名	教務主任等職名	氏 名	備 考
豊山小学校	教 務 主 任	小 栗 寿 美	継 続
	校 務 主 任	古 田 圭	新 規
	保 健 主 事	伊 藤 和 代	継 続
	司 書 教 諭	水 口 卓 也	新 規
	主 任 養 護 教 諭	伊 藤 和 代	継 続

学 校 名	教務主任等職名	氏 名	備 考
新栄小学校	教 務 主 任	小 柴 和 浩	継 続
	校 務 主 任	山 本 淳 平	継 続
	保 健 主 事	津 田 陽 子	継 続
	司 書 教 諭	森 下 幸 代	新 規

学 校 名	教務主任等職名	氏 名	備 考
志水小学校	教 務 主 任	鷺 澤 徹	継 続
	校 務 主 任	小 林 泰 史	新 規
	保 健 主 事	伏 見 友 里	継 続
	司 書 教 諭	小 川 百 合 子	新 規

※ 関係条文

豊山町立小中学校管理規則（平成13年豊山町教育委員会規則第1号）

（教務主任）

第16条 学校に教務主任を置く。ただし、特別の事情のあるときは、教務主任を置かないことができる。

2 教務主任は、校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

（校務主任）

第17条 学校に校務主任を置く。ただし、特別の事情のあるときは、校務主任を置かないことができる。

2 校務主任は、校長の監督を受け、校務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

（保健主事）

第19条 学校に保健主事を置く。ただし、特別の事情のあるときは、保健主事を置かないことができる。

2 保健主事は、校長の監督を受け、学校における保健に関する事項を管理し、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

（司書教諭）

第20条 学校に司書教諭を置く。ただし、学級数が11以下の学校については、司書教諭を置かないことができる。

2 司書教諭は、校長の監督を受け、学校図書館の専門的職務をつかさどる。

（生徒指導主事）

第21条 中学校に生徒指導主事を置く。ただし、特別の事情のあるときは、生徒指導主事を置かないことができる。

2 生徒指導主事は、校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

（進路指導主事）

第22条 中学校に進路指導主事を置く。ただし、特別の事情のあるときは、進路指導主事を置かないことができる。

2 進路指導主事は、校長の監督を受け、進路指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

（主任養護教諭）

第23条 学校に主任養護教諭を置くことができる。

2 主任養護教諭は、校長の監督を受け、児童、生徒の養護に関する事項を整理する。

（教務主任等の発令）

第24条 第16条、第17条及び第19条から前条までに規定する教務主任、校務主任、保健主事、司書教諭、生徒指導主事、進路指導主事及び主任養護教諭は、当該学校の教諭（保健主事にあつては、教諭又は養護教諭、主任養護教諭にあつては、養護教諭、司書教諭にあつては、講習を終了した者）の中から校長の意見を聞いて、教育委員会が命じる。

2 第18条に規定する学年主任は、当該学校の教諭の中から校長が命じ、教育委員会に報告しなければならない。

## 報告第2号

### 第6回豊山町中学校制服検討会議の報告について

第6回豊山町中学校制服検討会議を開催しましたので、下記のとおり報告します。

#### 記

- 1 開催日時 令和5年3月29日（木） 午後3時から
- 2 開催場所 豊山町役場3階 会議室3・4
- 3 出席者 近藤良江（副委員長：志水小学校校長）、篠田弘男（豊山中学校校長）、竹内哲子（豊山中学校養護教諭）、中川真介（豊山中学校教諭）、松永千鶴（新栄小学校校長）、木野太一（豊山中学校PTA会長）、荒尾竜也（豊山小学校PTA会長）、太田真理子（志水小学校PTA副会長）、平野真紀子（スクールカウンセラー）  
（事務局）北川昌宏（教育長）、安藤憲司（教育委員会事務局長）、小出泰司（教育参事）、井戸茂治（学校教育課長）、小坂井美衣（教育専門員）、菊地智行（学校教育グループ長）、山永五香（学校教育グループ主任）  
（マスターメーカー）株式会社トンボ 今田真（名古屋支店販売課係長）、志水衣吹（名古屋支店企画提案課）
- 4 欠席者 千田秀樹（委員長：豊山小学校校長）、横田康宜（新栄小学校PTA会長）、池原拓（豊山小学校教諭）
- 5 議題 (1) 新制服のデザイン案について  
(2) ボタンデザイン募集について  
(3) 仕様についての検討・確認事項
- 6 議事内容【抜粋】
  - (1) 新制服のデザイン案について  
前回会議で決まった3つのコンセプトに基づく新制服の見本について、各委員確認後、意見交換を行った。  
(主な意見)
    - ・ Aタイプに校章を活かしたエンブレムがあると良いのでは（教員）。
    - ・ Aタイプは2本線でなくエンブレムだけでよいのでは（教員）。
    - ・ Aタイプは中学生にしては落ち着いた印象となるためネクタイ・リボンを変



えては（教員）。

- ・ネクタイ・リボンは好きな色で意見が分かれるため、選択制にすると良いのでは（教員、保護者）。
- ・ネクタイ・リボンについては統一して、こういう意味があってこの色になった、という風に生徒に認識してもらうことが制服として良いのではと思う（保護者）。
- ・スラックス、スカートの色が薄いと汚れが目立ちそう（教員、保護者、スクールカウンセラー）。
- ・スラックス、スカートの色が濃いと、掃除の時などにほこりがついて白くなりそう（保護者）。
- ・ボタンは水七宝の触り心地がよい（保護者）。
- ・総選挙で選ぶ時に、A・B・Cと印象が異なるものが提示されていることが大事である（教員、スクールカウンセラー）。
- ・総選挙で結果が拮抗したときに、「こういうことを考慮して決定した」というように、合理的な理由付けがされることが大事である（スクールカウンセラー）

## （2）ボタンデザイン募集について

ボタンデザイン募集について、生徒への応募用紙の配布等について説明を行った。質疑は特に無し。

## （3）仕様についての検討・確認事項

仕様についての検討・確認事項について、今後の参考とするため意見交換を行った。

（主な意見）

- ・サイズ設計は着心地の面から、男女の骨格別が良い（全体）。
- ・ネクタイ・リボンについて、大人がクールビズでネクタイを付けていないので、子どもたちもある程度は許容するべき。卒業式などの式典では付けるような形が良い（教員）。
- ・日常では個人で着用する、しないを選べる形が良いのでは（保護者）。
- ・ジャケットの下のシャツは、ネクタイ・リボンの着用ありきで進んでいるので、長袖シャツになると思われる（教員）。
- ・ジャケットの下に着込むことも考えた校則にする必要がある（教員）。
- ・他自治体の学校でもポロシャツを導入しているところが多く、夏服はポロシャツにすることも念頭に入れている（教員）。
- ・旧制服と新制服を併用する中で様々な要望が出ると思う。学校で使うものであれば、組み合わせた着方も可能とすることを検討している（教員）。
- ・キュロットは生地が多くなるため価格が上がるということだが、選択肢としてあった方がよい（保護者、教員）。

## 報告第3号

### 令和4年度第2回豊山町給食センター運営委員会の報告について

令和4年度第2回豊山町給食センター運営委員会を開催しましたので、下記のとおり報告します。

#### 記

- 1 開催日時 令和5年2月28日（火）午前10時30分～午前11時30分
- 2 開催場所 豊山町給食センター2階 研修室
- 3 出席者 豊山町給食センター運営委員  
委員：倉田香苗、青山美帆、木野太一、千田秀樹、松永千鶴、  
近藤良江、篠田弘男、伊藤政子  
欠席委員：松岡法子  
事務局：北川昌宏教育長、井戸茂治学校教育課長、  
山下美幸給食センター所長、近藤睦栄養教諭、  
中村裕一主任
- 4 議題 (1) 令和4年度学校給食事業（中間報告）について  
(2) 令和5年度学校給食事業（案）について  
(3) その他
- 5 議事内容【抜粋】  
議題（1）令和4年度学校給食事業（中間報告）について  
事務局より令和4年度学校給食事業（中間報告）について説明した。  
委員からの質疑はなく、議題（1）については全員により承認された。  
  
議題（2）令和5年度学校給食事業（案）について  
事務局より令和5年度学校給食事業（案）について説明した。  
委員からの質疑はなく、議題（2）については全員により承認された。  
  
議題（3）その他  
委員より給食について意見が出された。  
委員より「新型コロナウイルス対応の感染法上の位置付け変わってきたため、親子ふれあい給食を再開して欲しい」、「給食の人気投票を行い、子どもの食への関心を増やして欲しい」、「異物混入時の給食の代替食対応について」等の要望があった。

## 報告第4号

### 令和4年度第1回豊山町学校給食アレルギー対応検討委員会の報告について

令和4年度第1回豊山町学校給食アレルギー対応検討委員会を開催しましたので、下記のとおり報告します。

#### 記

- 1 開催日時 令和5年3月28日（火） 午後3時～午後4時
- 2 開催場所 豊山町社会教育センター2階 研修室1
- 3 出席者 豊山町学校給食アレルギー対応検討委員会委員  
委員：篠田弘男、野崎千佳、伊藤和代、近藤睦、  
伊藤貴範、上原正子  
事務局：北川昌宏 教育長、山下美幸 給食センター所長、  
菊地智行 学校教育グループ長、川原美香 主任
- 4 欠席者 委員：木野太一
- 5 議題 (1) アレルギー対応の実施状況について  
(2) 食物アレルギーのひやりはっと事例について  
(3) 意見交換

#### 6 議事内容【抜粋】

議題 (1) アレルギー対応の実施状況について  
(資料1に基づき事務局説明)

##### 【主な意見等】

- ・今年度からアレルギー除去食の器の移し替えが可能となる話を聞いたと思うが、問題なく行えているか。  
→昨年度、アレルギー除去食用のポットが深くて食べにくいという意見があったため、今年度から移し替え用の器を用意した。他の児童生徒と混ざらないように、色の違う容器を用意したが、問題なく提供できている。
- ・令和4年度のアレルギー対応者は、卵や乳以外にどのようなアレルギーが多いか。  
→エビ、カニ、ナッツ、小麦、山芋、長芋、ごま、くるみ等。給食では、エビやカニが出ることは少ない。

- ・卵や乳の除去食以外の人は、おかずをどうしているのか。
- 家から代わりのおかずを持ってきている。
- ・中学生で8名アレルギーの生徒がいるが、症状の重い子もいるのか。
- 現状において、重いアレルギーの子はいない。
- ・除去食の提供が月1回ずつであるが、理由はあるか。また、提供する際の課題はあるか。
- 特に理由があるわけではない。かきたま汁や高野豆腐の卵とじ等を提供しているが、慣れてきたこともあり、問題なく提供できている。
- ・乳の提供が1回であるが、理由はあるか。
- シチューは、もともと豆乳を使って作っている。牛乳を使って作る献立が少ないため、1回になった。

## 議題（２） 食物アレルギーのひやりはつと事例について

（資料２に基づき事務局説明（◎の事例））

### 【主な意見等】

- ・豊山町では、アレルギーの含まれる食材はどのように確認しているか。
- 給食センターで、成分の記載された詳細献立表を作成して学校に渡す。学校は、受け取った献立表を保護者の方にお渡しし、保護者は献立表の内容をチェックして、学校に提出する。提出された献立表は学校でも確認する。
- ・学校での確認は、誰が行うのか。
- 担任と養護教諭が行う。
- ・1月にも愛知県で事故があった。大事には至らなかったが、加工食品の表示を見落としてしまったため、誤って食べしまったというもの。複数でチェックすることが大切。行事食で給食業者が変わるといった事例や、製品のリニューアルの事例を見ると、「いつもの物」という思い込みで判断してしまうと危険だと思う。
- ・何度チェックしてもミスは起こり得る。緊急連絡が常にできるような体制づくりや、事故が起きたときに速やかに対応できることが大切だと思う。
- ・症状の進行は一気に来るため、躊躇なくエピペンを打ってほしい。摂取してすぐは大丈夫でも、その後に運動をすると血流が良くなり、一気に症状が現れる「運動誘発性アレルギー」というものがある。アレルゲンを食べたときは、一時的な観察ではなく、長い時間をかけて観察をしてもらいたい。また、救急車を呼ぶ際には、学校生活管理指導表と給食の成分表を用意してほしい。

## 議題（３） 意見交換

その他学校給食のアレルギー対応について意見交換を行った。

## 報告第5号

### 令和4年度第2回豊山町生涯学習推進審議会の報告について

令和4年度第2回豊山町生涯学習推進審議会を開催したので、下記のとおり報告します。

#### 記

- 1 開催日時 令和5年3月20日（月）午後2時00分から
- 2 開催場所 豊山町役場 会議室3、4
- 3 出席者 委員 : 前田治（会長）、堀田裕子（副会長）、上原直人、  
小出芳子、高山誠、安藤定雄、柴田昌治、鈴木育生、  
伊藤章代、永末猛、浅井恵子、村瀬萌、竹内智恵子  
事務局 : 北川昌宏教育長、小出泰司教育参事、安藤憲司事務局長、  
栗山直樹課長、浅野圭祐主事、丹羽拓実主事、  
田口純平主事
- 4 議題
  - (1) 【諮問事項】部活動の地域移行について②
  - (2) 令和5年度の総合型地域スポーツ・文化クラブの企画・運営について②
  - (3) 令和5年度豊山町生涯学習のまちづくり実施計画について
  - (4) 令和4年度豊山町生涯学習のまちづくり実施計画の進捗状況について②
- 5 議事内容【抜粋】

議題（1）【諮問事項】部活動の地域移行について②

事務局より「部活動の地域移行」について国や県の動向を踏まえて、豊山町では部活動の地域移行をどのように進めていけるのか、具体的な活用例を挙げて説明した。また、県の地域運動部活動推進事業による実践研究実例として春日井市と大口町を紹介した。

委員より「実践をしている市町村があれば、課題に関する情報をより詳しく聞き取り、具体的にその課題に対して、豊山町としてできることは何かという指針を示す必要がある。」、「地域と学校がどう協力し合って、どう子どもの成長に繋げていくのかが一番大事である。」等の意見があった。

会長より「地域と学校がどのように連携していくことが可能なのか具体例を挙げることや春日井市、大口町の課題は豊山町においても課題になるため、その課題について豊山町らしい解決の方法を今後探っていくこと。」とし、議題（1）については全員により承認された。

議題（２）令和５年度の総合型地域スポーツ・文化クラブの企画・運営について②

事務局より資料に基づき説明した。

委員からは質問もなく議題（２）については全員により承認された。

議題（３）令和５年度豊山町生涯学習のまちづくり実施計画について

事務局より資料に基づき説明した。

委員からは質問もなく議題（３）については全員により承認された。

議題（４）令和４年度豊山町生涯学習のまちづくり実施計画の進捗状況について②

事務局より資料に基づき説明した。

委員からは質問もなく議題（４）については全員により承認された。

豊山町立小中学校における4月以降の新型コロナウイルス感染症対策について

当面の対応

1) 周知

保護者あてに

「令和5年4月以降の新型コロナウイルス感染症対策について」を3/23付けで  
文書配布

「入学式におけるマスクの取扱い等について」を3/24付けで文書配布

2) 部活動

感染防止対策を徹底した上で実施

3) 学習活動

感染防止対策を徹底した上で実施

4) 健康チェック

- ・同居家族が体調不良の場合の登校制限【継続】
- ・同居家族が濃厚接触者指定の場合の登校制限の基準【継続】  
濃厚接触者が無症状で3日間又は検査で陰性が判明するまで登校を控える。
- ・放課後及び休日の学校外における感染防止対策の行動【継続】

令和5年3月23日

保護者の皆様へ

豊山町教育委員会

〇〇小 中学校長

令和5年4月以降の新型コロナウイルス感染症対策について（お知らせ）

平素から本町及び本校の教育活動にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、3月17日に文部科学省より「新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について」の通知があり、4月1日以降の新学期におけるマスクの着用の考え方について、「学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とする」等とされているところです。

つきましては、新学期以降の学校におけるマスクの取扱い等について、お子様の安心・安全の確保を第一に考え、下記のとおり適切に対応していきますので、ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

なお、健康観察と検温、濃厚接触者の報告については、当面の間継続します。

記

#### 【マスク着用の考え方の見直しについて】

- 児童生徒及び教職員については、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とします。
- 校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、マスクの着用が推奨される場面においては、児童生徒及び教職員についても着用を推奨します。
- マスクの着用を希望したり、健康上の理由によりマスクを着用できない児童生徒もいることなどから、学校や教職員がマスクの着脱を強いることのないようにします。児童生徒の間でもマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導を行います。
- 学校教育活動の中で、下表のような「感染リスクが比較的高い学習活動」の実施に当たっては、活動の場面に応じて、一定の感染症対策を講じることとします。部活動等において同様の活動を実施する場合も感染症対策を講じます。
- 季節性インフルエンザ等も含め、感染症が流行している場合などには、教職員がマスクを着用する又は児童生徒に着用を促すこともあります。そういった場合においても、マスクの着用を強いることのないようにします。

・「児童生徒が対面形式となるグループワーク等」	
「一斉に大きな声で話す活動」	【各教科等共通】
・「児童生徒がグループで行う実験や観察」	【理科】
・「児童生徒が行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の演奏」	【音楽】
・「児童生徒が行う共同制作等の表現や鑑賞の活動」	【図画工作、美術、工芸】
・「児童生徒がグループで行う調理実習」	【家庭、技術・家庭】
・「組み合ったり接触したりする運動」	【体育、保健体育】

【本件連絡先 豊山町教育委員会 学校教育課 電話 28-2211】  
【 〇〇小中学校 教頭 電話 28-〇〇〇〇】



令和5年3月24日

保護者の皆様へ

豊山町教育委員会

〇〇〇学校長

### 入学式におけるマスクの取扱い等について

平素から本町及び本校の教育活動に御理解、御協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、3月17日に文部科学省より「新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について」の通知がありました。

この通知を受けて、入学式の教育的意義を考慮し、児童生徒及び教職員は、式典全体を通じてマスクを着用せずに出席することを基本とした上で、町内小中学校における入学式の実施に当たる基本的な方針を下記のとおり決めました。

入学式の適切な実施に向けて、保護者の皆様にはご理解とご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

#### 記

##### ○ 基本的な考え方

- ・児童生徒及び教職員については、入退場、式辞・祝辞等の場面など、式典全体を通じてマスクを外すことを基本とします。
- ・保護者のマスク着用は求めないこととするとともに、座席間に触れ合わない程度の距離を確保した上で、座席数及び会場の広さとセキュリティを考慮して参加人数は2名までとします。

##### ○ 留意事項

- ・窓や扉の開放など効果的な換気の実施や、参加者への咳エチケットの推奨、手の消毒や手洗い等の手指衛生など、必要な感染症対策を行います。
- ・保護者の皆様にはつきましては着席を基本とし、座席間に触れ合わない程度の距離を確保します。
- ・発熱に限らず、咽頭痛や咳等、普段と異なる症状のある方については、入学式への参加を控えるようお願いいたします。
- ・健康上の理由によりマスクを着用できない児童生徒もいることから、学校や教職員が児童生徒にマスクの着脱を強いることのないようにします。
- ・当日は、健康観察個票の提出をお願いいたします。健康観察個票のない方は、受付にて記入していただきます。